

「新規リスク」に関する共同行為の必要性

平成24年11月12日

一般社団法人日本損害保険協会

第1回WG（6/7）における当協会からのプレゼン（抜粋）

(1)-① 引受けにおける協働、保険会社の担保力拡充

～ 健全で安定した事業の継続に向けた官民共同の取組みや制度・環境の整備、担保力の拡充 ～

■あるべき姿

さまざまなリスクへの対応

■問題意識

リスクの種類や規模によっては民間（補記：個別の保険会社）での引受けが困難

■解決の方向性（案）

保険会社の引受けにおける協働と、その際に障害となり得る規制の見直し
（例：共同行為制度の条件緩和）

「新規リスク」への対応における課題（1）

顧客の期待

「新規リスク」に関する保険商品が迅速、円滑に開発され、かつ、持続的・安定的に提供されること

保険を引き受けなければ
企業活動または国民生活に
重大な支障が生じるようなリスク

保険会社単独では引き受けたくとも引き受けられないケース

リスクの大きさが不透明
(1事故の大きさ、集積の程度など)

適切な保険料水準が不透明
(事故の頻度、程度や様態など)

「新規リスク」への対応における課題 (2)

保険会社単独では引き受けたくとも引き受けられないケース

リスクの大きさが不透明
(1事故の大きさ、集積の程度など)

適切な保険料水準が不透明
(事故の頻度、程度や様態など)

再保険による
リスクの分散・平準化

① リスクの測定、
区分

② 引受けの条件
(支払限度額、
免責金額など)

③ 保険料の水準

合理的な保険料設定のために必要となるデータを
保険会社が共同して蓄積

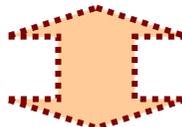
保険カバーの
迅速な供給

各社ごとの供給に
早期に移行

より円滑な
引受リスク管理

「新規リスク」への対応における課題 (3)

合理的な保険料設定のために必要となるデータを
保険会社が共同して蓄積



「新規リスク」を対象とする元受契約の
保険料率に関する共同行為

<現行制度の概要>

保険業法
第101条第1項第1号
に定める共同行為
(元受)

対象事業: **航空保険、原子力保険、自賠償保険、地震保険に係る事業に限定**
対象行為: 元受契約に係る行為も含め、**すべての行為**を対象とすることが可能
事前手続: 内閣総理大臣の**認可**、公正取引委員会の**同意**が必要

保険業法
第101条第1項第2号
に定める共同行為
(再保険)

対象事業: **すべての種類の事業(保険種目)**を対象とすることが可能
対象行為: 「再保険契約」又は「当該再保険契約に係る元受契約(ただし保険料率に係るものを除く)」に関する行為に**限定**
事前手続: 内閣総理大臣の**認可**、公正取引委員会の**同意**が必要

<現在認可されているもの>
◇船舶保険 ◇外航貨物保険 ◇自動車保険(2種類) ◇住宅瑕疵担保責任保険

共同行為の活用による効果

顧客の期待

「新規リスク」に関する保険商品が迅速、円滑に開発され、かつ、持続的・安定的に提供されること

データ蓄積に向けた共同行為がない場合

① リスクの測定・区分
◆ 収集されたデータが不揃いとなった場合

→ 仮にデータが蓄積されたとしても、引受条件を設定する際の利用価値は限定的となる可能性

② 引受けの条件(支払限度額や免責金額)
◆ 元受契約の引受けの条件を保険会社ごとに検討し設定した場合

→ 仮にデータが蓄積されたとしても、引受リスクを管理する際の利用価値は限定的となる可能性

③ 保険料の水準

◆ 大きめの安全率を設定した保険料により引き受けた場合
→ 購買意欲とマッチせず、データの蓄積を著しく鈍らせる可能性

◆ 過小な保険料により引き受けた場合

→ データが十分蓄積されない段階で供給がストップする可能性(特に、商品化に挑む保険会社がごく少数の場合)

合理的な保険料設定に必要なとなるデータを保険会社が共同して蓄積

保険カバーの供給が、より迅速・円滑に

将来(各社ごとに対応する際)必要となるデータの蓄積が、より迅速、より確実に

引受リスクのコントロールがより円滑に

期間限定の共同行為制度によるサポート

共同行為の条件緩和： 条件緩和のイメージと期待される効果

平成24年8月24日ワーキンググループ(第3回)日本損害保険協会説明資料より

○条件緩和のイメージ

現行の第1号の共同行為に、実施期間を限定し設立に関する手続きを簡素化したうえで、対象事業に新規リスク(※)に関する事業を追加することが考えられる。

※ EU適用免除規則に定義される「新規リスク」に相当するものを想定

	対象となる事業	対象となる行為	手続	期間限定
第1号の共同行為 (元受)	航空、原子力、自賠、 地震の4事業	元受契約を含む すべての行為	認可・同意	条件なし
第2号の共同行為 (再保険)	すべての事業 (保険種目)	再保険前提の行為 (元受料率除く)	認可・同意	条件なし
条件緩和のイメージ (第1号の共同行為)	新規リスクに関する 事業を追加	元受契約を含む すべての行為	(新規リスクについては) 簡素化	(新規リスクについては) 期間限定

○顧客にとって期待される効果

顧客が保険付保を望んでもなお、保険会社単独では引き受けたくとも引き受けることができない新規リスクについて、迅速かつ円滑に保険商品が開発・提供され、また、リスクや発生した損害に関するデータが蓄積され、取扱い保険会社が増加するなど、保険契約者等の利益に資する可能性がある。

○保険会社にとって期待される効果

- ・新規リスクに関する事業の開始当初におけるリスクの分散・平準化が図られる。
- ・海外再保険市場における信用力や交渉力が増大する。

※共同行為に関する留意事項

共同行為への慎重な対応

保険会社が共同行為を行う場合は、公正な競争を阻害する結果とならないよう、極めて慎重な対応が必要。
対象事業や手続などについて条件が緩和された場合も、共同行為は以下のようなリスクに限定して行われるべき。
(例)

- ・いかなる保険会社も個社では引き受けることのできないようなリスク
- ・保険を引き受けなければ企業活動または国民生活に重大な支障が生じるようなリスク

共同行為の限界

共同行為の条件緩和によって、保険会社がリスクを引き受けられる可能性は高まるが、必ずしもあらゆるリスクについて引受能力が備わるとは限らず、民間では引き受けることができないリスクはなお存在する。

ご参考： EU競争法「新規リスク保険プール」の適用除外（免除）制度

平成24年8月24日ワーキンググループ(第3回)日本損害保険協会説明資料より

<p>概要 ※1</p>	<p>新規リスクを対象とする保険プールに関しては、市場占有率に関係なく、設立日から3年間競争法の適用が免除(※)される。 ※一定類型の共同行為について、認可などの事前手続によらず、あらかじめ適用免除される仕組みとなっている。</p>
<p>新規リスク(new risks)の定義 ※2</p>	<p>(a) 以前には存在しなかったリスクで、その付保のためには、既存の保険商品の拡張、改善若しくは置換えではなく、全く新しい保険商品の開発が求められるもの 又は (b) (例外的に)その性質が著しく変化してしまったことが客観的に分析されているリスクで、そのため補償をするのにどの程度の引受能力が必要となるかを事前に知ることができないもの</p>
<p>考えられる効用</p>	<p>上記の新規リスクに関して、保険カバーの提供を迅速かつ円滑に行うことが可能となる。</p>

保険業におけるEU競争法の適用免除に関する条件等を定めた規則(以下「EU適用免除規則」。)をもとに作成。

※1 EU適用免除規則・第3章第5条、第6条

※2 EU適用免除規則・第1章第1条(定義)6.